

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年7月19日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第161号	株式会社国正建設 東尾 正人	堺市中区檜葉101番地	令和4年7月19日	令和9年9月29日
大阪狭山 第193号	辻管工株式会社 辻 勝	堺市堺区緑ヶ丘南町一丁1番13号	令和4年7月19日	令和9年9月29日
大阪狭山 第201号	有限会社中塚設備工業 中塚 真由美	泉佐野市鶴原一丁目4番10号	令和4年7月19日	令和9年9月29日